

議案第35号

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。